

# 青森県報

第四千十一号

平成二十七年  
六月二十二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出……………	(保健衛生課) …… 一
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………	( 同 ) …… 一
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………	(こどもみらい課) …… 二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……………	(障害福祉課) …… 二
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………	(水産振興課) …… 二
公 告	
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域(県民局)) …… 三
右 同……………	(三八地域(県民局)) …… 三
右 同……………	(西北地域(県民局)) …… 三
右 同……………	( 同 ) …… 三
右 同……………	(上北地域(県民局)) …… 四
出先機関	
土地改良区の役員の就任……………	(中南地域(県民局)) …… 四
土地改良区の役員の就任及び退任……………	( 同 ) …… 四

## 告 示

土地改良区の定款変更の認可…………… (三八地域(県民局)) …… 五

土地改良区の役員の就任…………… (西北地域(県民局)) …… 五

### 青森県告示第四百五十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成二十七年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	弘前市大字泉野五丁目六の七		平成二七・四・一六
変更後	訪問看護ステーションほのか	弘前市大字清原一丁目三の三 二ユーハイツあゆみ一〇二号 室	

### 青森県告示第四百五十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十七年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
	青森県知事 三 村 申 吾	



建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 鷹大力工業

二 氏名 古川 秀世

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字杉沢字山元二七四の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一〇〇五五七号

五 取消年月日 平成二十七年五月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年三月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 タクミホーム株式会社

二 代表者の氏名 木村 昌義

三 主たる営業所の所在地 八戸市城下二丁目二の二

四 許可番号 青森県知事許可（特 二二）第三〇〇四三七号

五 取消年月日 平成二十七年五月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年四月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山下工務店

二 氏名 山下 重信

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南金沢町字晴間一五五の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第四〇〇二三五号

五 取消年月日 平成二十七年五月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年五月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社TGS

- 二 代表者の氏名 館山 正寿
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字辻字福岡六五の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二六)第四〇〇二六七号
- 五 取消年月日 平成二十七年五月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実  
 平成二十七年四月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 山本建設
  - 二 氏名 山本 俊明
  - 三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字林ノ後一九の三
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一二七二号
  - 五 取消年月日 平成二十七年五月十九日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
  - 七 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実  
 平成二十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、長瀬郷土地改良区から、次のとおり役員の内任があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十二日

中津軽地域長 藤 岡 正 昭

役員の内任 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	五十嵐 昇	弘前市大字石渡三丁目一の一七	平成二七・三・二五

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の内任があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十二日

中津軽地域長 藤 岡 正 昭

役員の内任 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理 事	三浦 静一	弘前市大字中畑字和泉一〇六	平成二七・四・三就任
"	石田 武広	中津軽郡西目屋村大字田代字神田一〇四の一六	"
"	佐々木 康栄	弘前市大字中野字下豊田二八の二	"
"	三上 光一	大字中畑字旭岡六〇	"
"	三上 春雄	" 九二の一	"
"	工藤 雄一	大字番館字長田三一の一	"
"	西沢 幸司	大字中畑字俵元七二の三	"
"	西沢 敏朗	" 七三の四	"

監事	西沢 義和	中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六五の一	〃
理事	三上 誠	弘前市大字番館字長田二八の一	〃
	三浦 静一	大字中畑字和泉一〇六	三〇・四・二退任
	佐々木 康栄	大字中野字下豊田二八の二	〃
	石田 武広	中津軽郡西目屋村大字田代字神田一〇四の一六	〃
	三上 千代志	弘前市大字中畑字旭岡四五の二	〃
	三上 春雄	〃 〃 九二の一	〃
	工藤 雄一	大字番館字長田三一の一	〃
	西沢 幸司	大字中畑字俵元七二の三	〃
	三浦 敏雄	〃 〃 字旭岡八三	〃
	三上 誠	大字番館字長田二八の一	〃
	三上 光一	大字中畑字旭岡六〇	〃
監事	西沢 義和	中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六五の一	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天満下土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十二日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市浦土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十二日

西北地域県民局長 山 本 馨

区役員の別	氏名	住 所	就任の年月日
監事	藤田 斉	五所川原市磯松磯野一五七の一	平成二七・四・七
理事	村元 光治	〃 〃 赤川三の四五	〃
〃	葛西 武和	磯野一九六の三	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭